

『新しい総合事業』に関する情報交換会

日 時 平成28年 4月26日(火)
通所介護 午前10時～
訪問介護 午後 2時～
会 場 福島市保健福祉センター
5階 大会議室

〈 次 第 〉

1 開 会

2 あいさつ

3 『新しい総合事業』に関する情報交換

(1) 今後の『新しい総合事業』のすすめ方について

(2) 介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービスについて

(3) 協議体及び生活支援コーディネーターについて

(4) その他

① 『新しい総合事業』開始後の情報交換

4 閉 会

(1) 今後の『新しい総合事業』のすすめ方について

現在の地域支援事業（『新しい総合事業』開始後）

新しい介護予防・日常生活支援総合事業

（要支援1～2、それ以外の者）

- 介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）
 - 訪問型サービス（第1号訪問事業）
 - 通所型サービス（第1号通所事業）
 - その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業）
 - 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）
- 一般介護予防事業

《財源構成》

国	25%
都道府県	12.5%
市町村	12.5%
1号保険料	22%
2号保険料	28%

包括的支援事業

● 地域包括支援センターの運営

- 社会
保
障
充
実
分
- 在宅医療・介護連携推進事業
 - 認知症施策推進事業
 - 認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員 等
 - 地域ケア会議の充実
 - 生活支援体制整備事業
 - 生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置 等

《財源構成》

国	39%
都道府県	19.5%
市町村	19.5%
1号保険料	22%

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

地域支援事業は、高齢者が地域で自立した日常生活を送れることを目的に、市町村が責任主体となって実施するもの。

介護予防・日常生活支援総合事業・包括的支援事業・任意事業で構成。

『新しい総合事業』の開始により、平成26年度までとは内容が異なる。

① 介護予防・生活支援サービス事業

福島市では介護予防サービス（予防給付）だった介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）・介護予防通所介護（デイサービス）を、相当サービスとして開始したのみ。

今後、多様なサービスの導入について検討を行う。

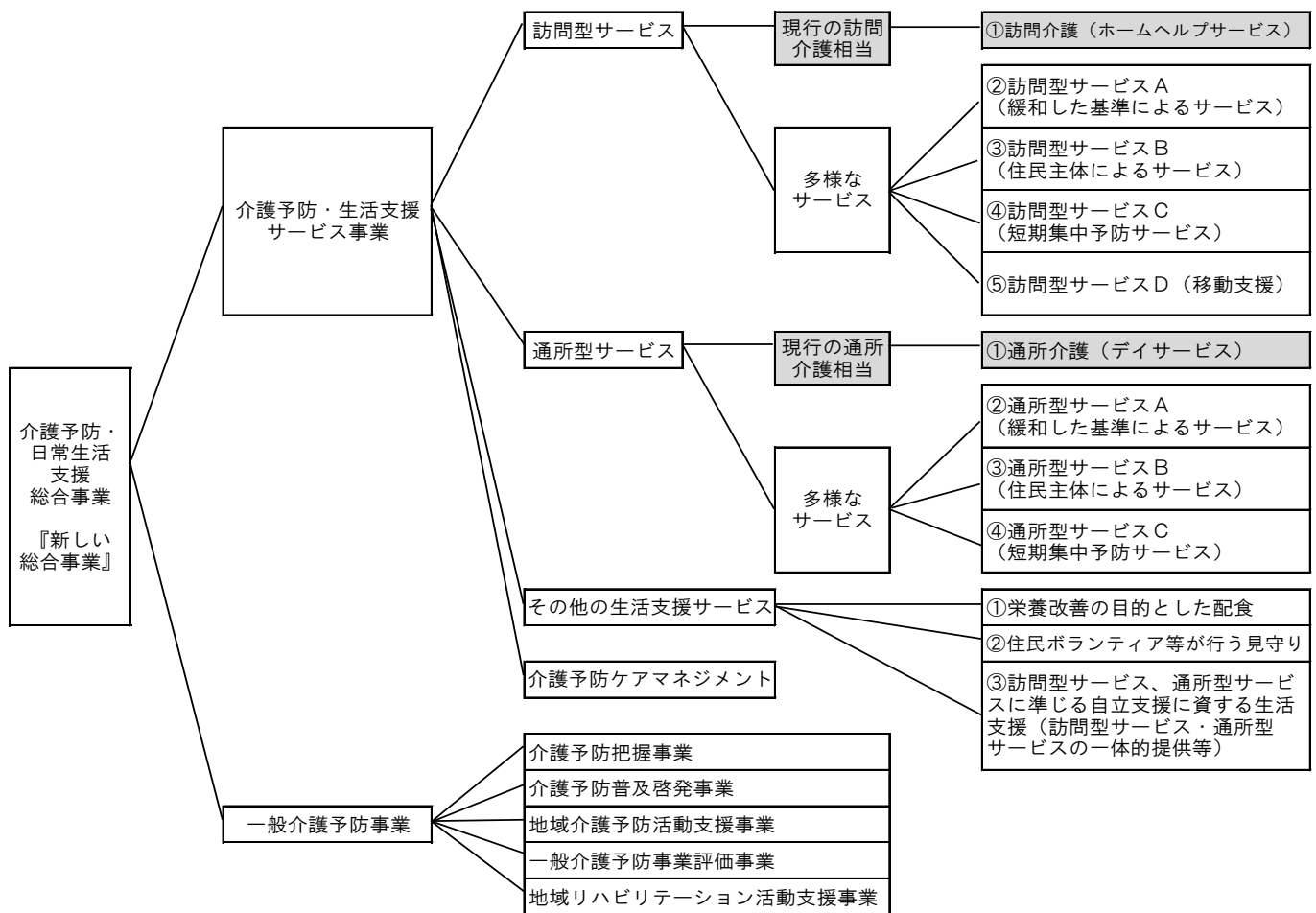
②包括的支援事業

地域包括支援センターの運営のほか、地域包括ケアシステムの実現に向けた事業が追加された。財源は消費税の増収分を活用。

今後、第2層（日常生活圏域）については地域包括支援センターと連携し、協議体の設置と生活支援コーディネーターの配置に取り組む。平成28年度は6ヶ所に設置予定。

(2) 介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービスについて

新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の構成例



①要支援者等の多様な生活支援のニーズに対し、介護予防・日常生活支援総合事業で多様なサービスを提供していくため、サービスを類型化したうえで、それに沿った基準や単価等を定めていく。

②国で示しているサービスの典型例を踏まえ、地域の実情に応じたサービス内容を検討する。

③現在は、介護予防訪問介護・介護予防通所介護相当サービス（着色部）のみの実施。

訪問型サービス

※市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

○訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。

○多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース ※(例)	○状態等を踏まえながら住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース (3～6ヶ月の短期間で行う)	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

※(例)・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者
・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者等
状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。

●訪問型サービスは介護予防訪問介護に相当するもの（ホームヘルプサービス）と、それ以外の多様なサービスで構成

●多様なサービスについては、主に以下のようなサービス類型を想定

(訪問型サービスA) 主に雇用されている労働者により提供される緩和した基準によるサービス

(訪問型サービスB) 有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援

(訪問型サービスC) 保健・医療の専門職により提供される支援で3～6か月の短期間で行われるもの

(訪問型サービスD) 介護予防・生活支援サービスと一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援

通所型サービス

※市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

○通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。

○多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	①通所介護	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスB (住民主体による支援)	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、 自主的な通いの場	生活機能を改善するための 運動器の機能向上や栄養 改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※	○状態等を踏まえながら住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース等 (3～6ヶ月の短期間で実施)
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業所の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。

- 通所型サービスは介護予防通所介護に相当するもの（デイサービス）と、それ以外の多様なサービスで構成
- 多様なサービスについては、主に以下のようなサービス類型を想定
 - (通所型サービスA) 主に雇用されている労働者により提供される、または労働者とともにボランティアが補助的に加わった形により提供される緩和した基準によるサービス
 - (通所型サービスB) 有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援
 - (通所型サービスC) 保健・医療の専門職により提供される支援で3～6か月の短期間で行われるもの

(3) 協議体及び生活支援コーディネーターについて

生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割

生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取組

(1) 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置

多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実

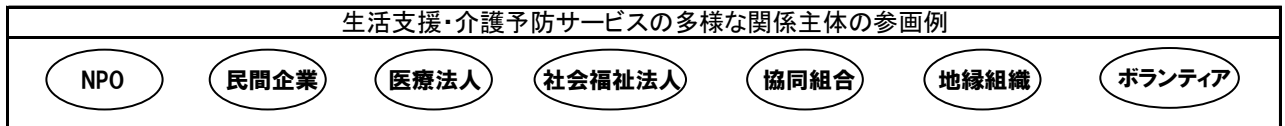
(A) 資源開発	(B) ネットワーク構築	(C) ニーズと取組のマッチング
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域に不足するサービスの創出 ○ サービスの担い手の養成 ○ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係者間の情報共有 ○ サービス提供主体間の連携の体制づくり など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の日常生活圏域(中学校区域等)がある。

- ① 第1層 市町村区域で、主に資源開発(不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保)中心
 - ② 第2層 日常生活圏域(中学校区域等)で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開
- ※コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援・介護予防サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは包括的支援事業の対象外

(2) 協議体の設置

多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進



※コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要

① 生活支援コーディネーター

● 設置目的

市町村が定める活動区域ごとに関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施する。

地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進する。

● 役割

- 生活支援の担い手の養成、サービスの開発等の資源開発・・・第1層、第2層
- サービス提供主体等の関係者のネットワーク構築・・・第1層、第2層
- 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング・・・第2層

● 配置

常勤・非常勤やボランティアなどの雇用形態については問わない。

職種、人数、配置場所、勤務形態等は一律には限定せず、地域の実情に応じた多様な

配置が可能。

市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要。

●資格・要件

○地域における助け合いや生活支援・介護予防サービスの提供実績がある者。

中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者。

○特定の資格要件は定めない。

市民活動への理解があり、多様な理念をもつ地域のサービス提供主体と連絡調整できる立場の者であって、国や都道府県が実施する研修を修了した者が望ましい。

○コーディネーターが属する組織の活動の枠組みを超えた視点

地域の公益的活動の視点

公平中立な視点を有することが適当。

②協議体

●設置目的

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様なサービス提供主体の参画が求められることから、市町村が主体となって「定期的な情報の共有・連携強化の場」として設置する。

多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進する。

●役割

○コーディネーターの組織的な補完

○地域ニーズの把握、情報の見える化の推進（アンケート調査やマッピング等の実施）

○企画、立案、方針策定を行う場

○地域づくりにおける意識の統一を図る場

○情報交換の場、働きかけの場

●設置主体

設置主体は市町村であり、第1層のコーディネーターが協力して地域の関係者のネットワーク化を図り設置する。

※地域の実情に応じた様々なネットワーク化の手法が考えられるため、すでに類似の目的を持ったネットワーク会議等が開催されている場合は、その枠組みを活用することも可能。

※特定の事業者の活動の枠組みを超えた協議が行われることが重要。

●構成団体等

○行政機関（市町村、地域包括支援センター等）

○コーディネーター

○地域の関係者（NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等）

※この他にも地域の実情に応じて適宜参画者を募ることが望ましい。

③コーディネーター・協議体の配置・構成のイメージ

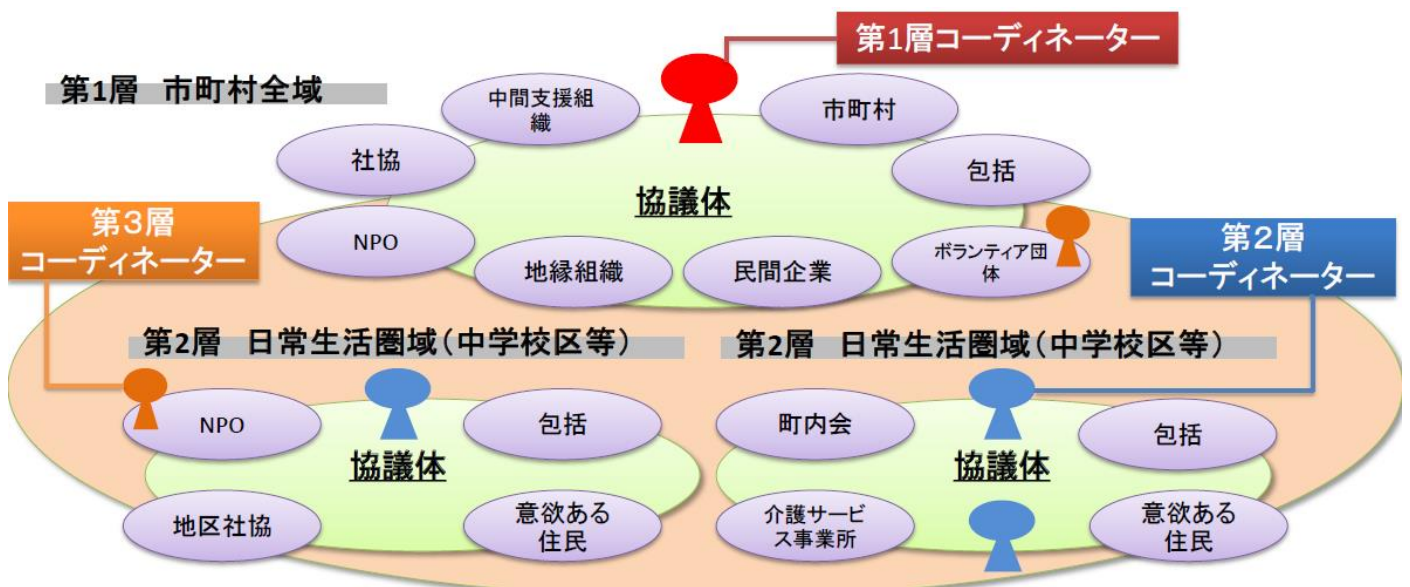
●コーディネーターとして適切な者を選出するには「特定の団体における特定の役職の者」のような充て職による任用ではなく、例えば、先に協議体を設置し、サービス創出に係る議論を行う中で、コーディネーターにふさわしい者を協議体から選出するような方法で人物像を見極めたうえで選出することが望ましい。

●協議体は必ずしも当初から全ての構成メンバーを揃える必要はない。

まずは最低限必要なメンバーで協議体を立ち上げ、徐々にメンバーを増やす方法も有効。

●住民主体の活動を広める観点から、特に第2層の協議体には、地区社協、町内会、地域協議会等地域で活動する地縁組織や意欲ある住民が構成メンバーとして加わることが望ましい。

●第3層のコーディネーターは、サービス提供主体に置かれるため、その提供主体の活動圏域によっては、第2層の圏域を複数にまたがって活動が行われたり、時には第1層の圏域を超えた活動が行われたりすることも想定される。



④設置等の方針

地域の特性や実情等を考慮し、地域で活動しているボランティア団体、地区社会福祉協議会、地元民間事業所などで構成される協議体を設置する。

地域の実情をよく知り、地域住民から信頼を寄せられる方を生活支援コーディネーターとして選任し、地域に根付いた活動を継続的に行うことが重要である。

これらのことから、地域活動などが活発な地区から協議体の設置に取り組み、協議体の中から生活支援コーディネーターを選任する。

※平成28年度

- ・第1層（市町村区域）への協議体の設置
- ・第2層（日常生活圏域：中学校区域等）のうち6地域包括支援センター圏域へ協議体を設置し、生活支援コーディネーターを配置

協議体（第2層）の設置 ⇒ 生活支援コーディネーターの配置 を想定
協議体（第2層）を設置する際にご協力願います。

(4) その他

①『新しい総合事業』開始後の情報交換

3月1日から『新しい総合事業』が開始され、3月分の請求が発生している事業所もあると思います。

現時点で苦慮している点や疑問点などがございましたらお伝えください。